

## 東大和市立図書館協議会 平成29年度第4回会議録

**会議名** 平成29年度第4回 東大和市立図書館協議会  
**開催日時** 平成29年11月1日(水) 午後3時00分～4時30分  
**開催場所** 東大和市立中央図書館 2階 視聴覚室  
**出席者** (委員) 溝江委員、上田委員、井上委員、六馬委員、村松委員、  
荒川委員、仙田委員、佐々木委員、奥平委員  
(欠席者) 菅野委員  
(事務局) 小俣(社会教育部長)、當摩(中央図書館長)  
宮田(管理係長)、柳原(事業係長)  
永井(桜が丘図書館長)  
裕(清原図書館長)

**会議の公開・非公開** 公開 傍聴者数 5人

**会議次第** 1. 開会  
2. 議題  
(1) 平成28年度決算について  
(2) 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて  
(3) その他  
ア 第二次東大和市子ども読書活動推進計画素案のパブリックコメントの実施について  
イ その他  
3. 閉会

**配布資料** ・次第  
・平成28年度東大和市一般会計歳入歳出決算(中央図書館関連)  
・平成28年度行政報告書(中央図書館関連)  
・目次(案)、答申書(案)、資料について(順不同)(案)  
・「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」の素案に対するパブリックコメントを実施します

### 会議結果及び主要発言

#### 1. 開会

#### 2. 平成28年度決算について

会 長： ただいまから、「平成29年度第4回東大和市立図書館協議会」を開催いたします。それでは、「議題(1)平成28年度決算について」報告をお願いします。

事務局： それでは、「平成28年度決算について」ご報告いたします。私からは、概要についてご説明いたします。各事業につきましては、後ほど、

各館長、係長の方から、ご説明をさせていただきます。よろしくお願  
いいたします。まず、平成28年度決算概要の市全体の状況につきま  
して、口頭になりますが、ご説明いたします。市の一般会計及び、5  
つの特別会計の合計額につきましては、概算で申し上げますが、歳入  
につきましては553億8,465万円で、平成27年度と比べ5.  
0%の増となっております。市民1人当たりには換算いたしますと、約  
64万4千円となります。歳出につきましては532億8,186万  
円で、平成27年度と比べ4.5%の増となります。市民1人当たり  
に換算いたしますと、約62万円となっております。図書館が属して  
おります一般会計について申し上げますと、歳入決算額347億6,  
144万円で、平成27年度と比べ8.2%の増となりました。また、  
歳出決算額につきましては331億6,385万円で、平成27年度  
と比べ7.6%の増となっております。歳入総額から歳出総額を引い  
た歳入歳出差引額に、翌年度に繰り越すべき財源が1億307万円ほ  
どございますが、そちらを差し引きました実質収支額は、14億9,  
453万円の黒字となっております。教育費につきましては57億4,  
167万円で、一般会計歳出全体に占める割合は17.3%となっ  
ており、前年度に比べ約4.9ポイントの増となっております。平成2  
8年度の教育費の主な事業といたしましては、投資的な経費では、小  
学校校舎の外壁改修工事、それから、小学校等における災害対策用マ  
ンホールトイレの設置工事、それから、市民体育館のトイレのバリア  
フリー化工事。あと学校給食センターの新築工事、こういったものが  
ございます。また、投資的経費以外のものとしては、チームティーチ  
ャーや学習支援員の配置により、児童・生徒の学力の向上を図り、ス  
クールソーシャルワーカーが、いじめ・不登校などの生活指導上の課  
題に対応し、学習環境等の改善に努めたことがございます。

図書館の決算についてでございますが、平成28年度の図書館の特  
徴的な事業といたしましては、2点ございまして、まず1点目は、国  
立国会図書館のデジタル化送信サービスの利用開始がございまして、こ  
ちらは、国立国会図書館でデジタル化した図書や雑誌の中で、絶版な  
どの理由によって現在入手できない資料につきましては、国立国会図  
書館の承認を受け、地区館も含めた市立図書館3館すべてで、閲覧や複  
写ができるようになったというものでございます。利用できる資料の  
内容といたしましては、昭和43年までに受け入れた図書や震災災害  
関連の資料の一部約55万点。雑誌では、明治期以降に発行された雑  
誌で商業出版などされていないものですが、こちらが約1万タイトル。

こういったものが閲覧できるようになりました。なお、平成29年9月末までの利用実績につきましては、3館で32件となっております。

それから、特徴的な事業の2点目といたしまして、サピエ図書館の利用を開始したことをごさいます。サピエ図書館は、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営するネットワークサービスで、視覚等の障害があることにより、通常の文字情報が得られない方への支援ということで作られたオンライン上のサービスとなります。主な利用の目的といたしましては、デジタル資料や点字図書を検索し、さらに、そのデータをダウンロードすることができるようになりました。これまでは、利用者の方から資料のリクエストをいただき、それをまず、どこの図書館が書蔵しているのかを確認し、そのあと、協力貸出という形で申し込みをして、本体を送っていただき、利用者の方に提供するというような手順を踏んでおりましたので、非常に提供までに時間がかかるということがございました。しかし、このサピエ図書館に登録したことにより、加盟している図書館から市の図書館で資料をダウンロードし、利用者の方に迅速に提供することが可能になりました。

その他の事業といたしましては、中央図書館の2階の会議室を自習室として小中学生から高校生までを対象に自習室として開放する試行を続けてきておりますが、夏休み期間の利用につきましては、1日平均で、28年度が5.5人、29年度が8.3人と、少し増えてきてはいますが、まだまだ少ない状況ですので、引き続きこの試行を続けていきたいと考えております。

それから、多摩地域の30の市町村で、図書館長協議会というものを組織していますが、28年度と29年度につきましては、東大和市が事務局長市となっております。この協議会の庶務や館長研修会、視察研修会、さらには毎年2月に開催する多摩地域公立図書館大会の企画運営を担当しております。今年度も、平成30年の2月6日から8日にかけて、3日間の期間で6つの分科会の開催を予定しております。内容が確定いたしましたら、委員の皆様にもご紹介したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

特徴的な事業も含めまして、説明は以上となります。

続きまして、資料のご説明をさせていただきます。資料1の1ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは、歳入項目の一覧となっております。一番上の電子複写機使用料につきましては、地区館も含めました3館合計の使用料で、定例のものとなっております。次の資料弁償金につきましても、定例のものでございます。図書館資料の破

損ですとか、紛失された方がいた場合に、現物または現金でお返しいただくことがございまして、そのうちの現金で返金していただいた分の金額となります。1ページおめくりいただきまして、2ページ目ですが、こちらが歳出事業別の内訳になっております。図書館には、中央図書館に管理係と事業係がございまして、あと、桜が丘図書館と清原図書館の4つの事業で構成しております。こちらにつきましては、詳しくは、各係長、館長の方から説明をさせていただきます。概要につきましては以上となります。

会 長： 次に、担当係長から順に説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料1の3ページにつきまして、中央図書館管理費の説明をさせていただきます。平成28年度における主な支出と、不用額の大きいものについてご説明いたします。1節の嘱託員報酬は、129万8千円ほど不用額が出ておりますが、嘱託員の産休等もあり、実績によるものです。次に、11節の⑤光熱水費は、134万8千円ほど不用額が出ましたが、これは契約単価の減によるものです。次に、11節の⑥施設修繕料ですが、主な修繕としましては、平成28年7月に、冷温水発生器ガス遮断弁が壊れ、取替え修繕をしたものです。また、レファレンス室の照明器具をLEDのものに取替え修繕等を行いました。次に、13節委託料のその他の施設維持の委託料ですが、建築基準法に基づき、平成28年6月から、防火設備定期検査報告が義務化され、防火設備定期検査を実施いたしました。次に、15節の工事請負費は、ブラインド・カーテン取替工事費については、数年前から、中央図書館1階ブラウジングコーナーのカーテンが、電動装置の故障により動かなくなったため、工事を実施したものです。不用額は契約差金によるものです。簡単ではございますが、以上です。

事務局： 資料の4ページをお開きください。中央図書館事業費について、主なものを説明させていただきます。まず、講演会等講師謝礼ですが、これは例年どおり、音訳者の講習会、及び昨年28年度は、講習会として布の絵本の製作の講習会を開きました。そちらの講師謝礼ということで、全額使っております。次の対面朗読等謝礼は、視覚等に障害のある方で、そのままでは図書館資料をご利用いただけない方のために、音声か、もしくは点字図書にして、提供するということですが、その費用として支出しました。残額として7万5,170円となっておりますが、対面朗読の方が、その申し込みがある年とない年で差が出ておりますので、昨年度は対面の事業が無かったということも影響して、残額が出ております。事業関連維持費ですが、一

番下の新刊マーク・データベース使用料のところですが、先ほど館長の方から話がありましたが、そこに、サピエ図書館の利用料も含まれております。残額が出ておりますのは、年額で契約しているものと、使った分だけお支払いするというものの2種類のことを契約しておりますことから、利用がなかったものについては残額が出ているというものであります。最後に、図書資料費についてですが、消耗図書、雑誌・新聞、いわゆる雑誌類の購入費と、備品購入費として備品図書・マイクロフィルム等がございます。ここに見えていないのですが、備品図書・マイクロフィルム等と言っておりますけれども、それ以外に図書以外の備品も含まれておまして、マイクロフィルムリーダーですとか、返却ポストなども購入した関係で、その差金が残額としてあがっております。説明は以上になります。

事務局： 5ページをお開きください。桜が丘図書館の事業費として、まず、臨時職員賃金につきましては、土曜日、日曜日、月曜日の開館にあたって、臨時職員を1人ずつ雇用しておりますのと、夏休み等の繁忙期、職員が休暇をとった時の補充ということで、臨時職員に勤務してもらっていますので、その出勤にあたっての賃金ということで執行したものでございます。それから、事業関連維持費につきましては、職員旅費と備品修繕料につきましては執行額がゼロとなっておりますが、昨年度は、職員の出張がなかったのと、備品の修繕がなかったということで、未執行のため全額不用額となっております。一番下の図書資料費ですが、今、事業係長からもありましたとおり、桜が丘図書館についても同じでございます。11節の消耗品費につきましては、雑誌・新聞と、年度もの、高校の入試案内ですとか、毎年出る図書を消耗品と位置付けておりますので、こちらの購入費となっております。18節の備品図書購入費につきましては、昨年度、約2,500冊購入しております。こちらを購入した経費で、18万円ほど不用額が出ております。簡単ではございますが、桜が丘図書館の説明は以上でございます。

事務局： 資料の6ページをご覧ください。清原図書館事業費でございます。こちら構成は桜が丘図書館と基本的には同じ構成になっておりますが、臨時職員の賃金につきましては、清原図書館は土曜日1人、日曜日1人、臨時職員を雇用しております。また、平日に夏季休業中の繁忙期の対応ですとか、それから市内の小学生や保育園生などが見学会にいらっしゃった際、もしくは昨年度の場合ですと、10周年記念事業を行った場合などに来ていただいた分も含まれております。それか

ら、事業関連維持費につきましては、他館と同様に備品修繕料の執行はございませんでしたので、全額不用額となっております。図書資料費につきましては、桜が丘図書館等と同様に、雑誌、逐次刊行物、住宅地図などの消耗品図書と、それから備品図書の購入ということになっております。冊数等につきましては、資料2の行政報告書の方にも掲載がございますので、併せてご確認をお願いいたします。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。以上で説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。何かご質問やご不明な点がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、議題「(1)平成28年度決算について」の報告は、以上とさせていただきます。

### 3. 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて

会 長： 続きまして、議題「(2)地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」の議事に入ります。前回の協議会で答申の柱立てについて協議して、その内容に基づいて、正副会長が文章化するということになりました。この2か月の間、協議会委員の皆様からも、いろいろご提案・ご意見をいただき、並びに資料収集などをして、文章を作成しました。これまでの協議会で真剣に議論を重ねたその内容が、十分表現できているでしょうか。本日ここに、答申書の案として提案させていただきます。本日の議事の進め方ですけれども、まず答申書の案について検討していただいて、次に添付する資料についても、確認ができればと考えておりますので、よろしくお願いします。

では最初に、答申書の案について説明をさせていただきます。資料3と4をご覧ください。先ほど申し上げたように、柱立てに沿って、資料4の答申書の案を作成しましたが、この文章を検討しやすくするため、全体的に余白があっても、項目によってはページを変えていたりします。細かい体裁については、まだ検討中であって、修正もあるかと思っておりますので、最終段階で整えるということでご了承ください。また、全体として内容の柱立ての変更はありませんけれども、柱立てとした内容から他の項目へ移したり、整理したところがいくつかありますので、それについてまず説明させていただきます。もし、本日の資料ではありませんけれども、前回の会議でお配りした資料4という「答申の柱立てについて」というものをお持ちでしたら、本日の資料と目次の案と一緒にご覧いただけると、分りやすいと思います。

柱立てから変更した内容の一つには、原案では、「はじめに」以下、

1、2、3の項目と「おわりに」としましたけれども、2項目増やして、5項目としました。増やしたのは3番目の、資料3の3番目にあります「開館日及び開館時間等の現状について」というところを別にして、あと「おわりに」に入れてあった資料3の5番目「指定管理者制度について【付帯意見】」として、別立てにした、ということです。理由としましては、全体をとおして分かりやすくさせるため、主張したいところ、つまり主文をはっきりさせて、そこに付帯意見を加える、という流れにさせていただきました。2つ目として、全体として同じような内容、例えば指定管理者に関するものだとか、開館時間に関するものだとか、そういうものは整理して述べました。理由としては、分かりやすく筋を通したということです。そして3つ目には、「おわりに」では、柱立ての時に項目を拾ってあったのですけれど、項目別に述べないで、文章の塊で述べた、ということです。理由としましては、最後のまとめですし、協議会としてこれからの東大和市の図書館への願いを、なめらかに述べたいという考えから、そういう形にさせていただきました。結果としましては、前回の会議の時の資料4にあります、「答申の柱立てについて」で述べる予定だった場所から、本日の資料3の目次（案）にあるような場所に変更になった、ということでご理解いただきたいと思います。説明は以上です。この件で副会長、何か不足等ありましたらお願いいたします。

委員： 補足と言いますより、内容的には、整理をして順番に置いていった、ということでご理解ください。文章を外したり、なくしたりということは殆どしていませんので、あとは同じような文言は一つにまとめたということで、ご理解いただけたら良いと思いますので、よろしくお願いたします。

会長： ここまでで何かご質問やご意見はありますか。ありましたら、ざっくばらんにお出してください。今でなくても、次の答申書の案の中でまた教えていただくことでも結構ですので、その時に入れていただいて構いません。

では、最初に目次というのが出ているのも、不思議かもしれませんが、流れが分るようにといいこの文を用意させてもらったので、答申書の案が先にあって、その後この目次を作るというふうになるのかなと思いますが、こういった形でご覧ください。では、資料4をご覧ください、それぞれの内容を確認していきたいと思います。この内容はもっと荒い文体の案を、委員の皆様任意にお集まりいただいて、一度ご提案させていただいて、ご意見をいただいたもので、それを修

正して、本日の資料とさせていただきます。ですので、すでに委員の皆様は、資料としてお手元に届いた答申書の案をお読みいただいていると思いますので、全文をここで読み上げませんけれども、1ページ目から順にページを追って進めていきますので、ご意見をお願いいたします。もし修正とか提案がありましたら、具体的に文言を言っていただくと、修正する時にこちらも大変助かりますので、できる範囲で結構ですので、そのようなことがありましたらそうしていただきたいと思います。

委員： その前に目次の1の(1)、教育機関の「教」が抜けています。ついでですけれど2ページ、下から5行目、国家の「反映」は繁る、栄えるの「繁栄」。変換ミス。

会長： そうですね。はい。すでに2ページの方へ行きましたけれども、1ページ目2ページ目の間で、「はじめに」と「1 公立図書館の果たすべき役割とは」というところで何か、ここはどうかというご意見はありますか。なければ、項目2、2ページの下の方なのですが、「東大和市の図書館について」以降3ページの最後まで、「現在のサービス状況」のところ、途中ではありますが、ここまでのところで何かございますか。「図書館開館までの歩み」のところ、歴史のもので、年号を入れて、他に西暦も入れて案としてお出ししたのですが、なかなか見づらいかなどというご意見もあって、西暦を外したのですが、こういった歴史については、館長そのあたりはどうかのでしょうか。歴史的なものを入れたものをご覧になったことはありますか。

事務局： そうですね。歴史的なものをまとめたものは、記念誌とかであることはあるのですけれども、今回はすでに調べていただいていますので、さらにとまでは。

会長： はい。後ろの方に資料として付けたものには、年号の他に西暦も入れてあったりする、そのあたりの全体的なこともイメージしましたので、そういったものをご覧になったことはあるのかなど。協議会の委員がこの方が良いということであれば、それはそれで、良いでしょうか。

事務局： はい。それがご意見ということであればその形で結構です。

会長： 分かりました。こういう形で、西暦は入れないという、この提案した形のままで行かせていただきます。3ページの中ほどのところのアンダーラインが引いてあるところには、資料番号が決まり次第入れたいと思います。では、ここまでにしなければ。4ページ。先ほどのサービス状況の続きと、開館日及び開館時間等の現状について、お気づき



の点がありますか。なければ、こちらの現状のところは、図書館からいただいた資料の確認をしながら、あとは周辺自治体の現状なども、「そういったことがある」ということを含めてあります。では、5ページ目。「4 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」。ここは主文ということで、諮問されたところにお答えするものです。これまでの会議で、議論された内容をまとめたものですが、いかがでしょうか。ここの内容は、前回の会議でもご意見として仰っていましたが、具体的にそういったことはできないのかもしれないけれども、やってみる価値があるのではないかというようなことも仰っていただきましたので、こんなことみたいなことをいくつも述べてあるのですけれども、ぜひこのあたりも検討していただきたいということでしたので、まとめさせていただきます。5ページまでで、よろしいでしょうか。では、なければ、引き続き6ページのところではいかがですか。

委員： 誤植だと思うのですけれども、6ページの(2)の太字のところ、指定管理者制度導入のメリットが明ら「か」では。

会長： メリットが明ら「か」と入れてください。

委員： 7ページの(4)のちょうど真ん中あたりですけれど、「図書館の中長期にわたる運営計画はありません」それを立てて、長期の図書館をどういうふうに作り上げていくのかと、そんなことが大事ですよという指摘だろうと思うのですけれども、「東大和市にふさわしい図書館像を創り上げていくためには、先のアンケート」この「先のアンケート」というのは、この今回のことに対するアンケートを図書館で取ったものを言っていますよね。長期の運営計画を作るためのアンケートをした訳ではないから、これをベースにするというのはちょっと言い過ぎかな。多少参考くらいにはなるでしょうけれども。ベースにしたらそこから立ち上げるということですから、要するに、長期計画を作るのはそれなりのアンケートをしないと、私はいけないだろうと、そんなことを思いますので、要望を参考にしているくらいにした方が良いかと思います。

委員： ベースではなくて。

委員： 参考の一つですよね。

会長： 皆様そういう形でよろしいですか。はい。「ベースにして」ではなく、「要望を参考にして」とします。他にはいかがでしょうか。内容のところ仰っていただけるとありがたいのですが、行を改めたり、続きのこともかなり乱暴になっているかもしれませんので、そのあたりは

最終的に整理して、ちゃんとした形にしたいと思いますので、今日は内容のところをご覧になっていただきたいと思います。このページは大丈夫でしょうか。では、最後のところのページです。「おわりに」のところなのですけれども、いかがでしょうか。ここの内容はずっと諮問が出されて以来、皆様がやって欲しいというものをまとめて、調べて拾ってこういった形にしてあります。ございませんか。では、最初からおして、言い忘れたことがありましたら、どうぞお出してください。ないようですので、では先ほどから誤字脱字ではないですけれども、そのあたりお出しいただいたものを、修正させていただいて、できあがり次第また他の必要なものと一緒に、皆様にお届けしたいと思います。

委員： どこを直すか、もう一回確認をさせていただいた方が。

会長： はい。最初からお出しいただいたところで、もう一回確認をさせていただきます。では最初の目次（案）のところですか。（1）図書館は社会的な「教」育機関としての使命があります、「教」という字を入れます。そして2ページ「(3) 図書館は市民とともに歩む責務があります」、の文章の最後、下から2行目、国家の「反映」、映す、ではなくて繁るの「繁栄」に訂正します。6ページです。（2）メリットが明ら「か」ではありません。それから7ページ。（4）の「市民の視点に立った丁寧で十分な検討が望まれます」、のところで、下から2行目、期待や要望を「参考にして」とします。以上ですが、大丈夫ですか。

委員： 細かいことですが。

会長： はい、どうぞ。

委員： 8ページの最後の段落です。蔵書を「構築」し、とあるのですけれども、3行目、ネットワークの構築、とあるので、蔵書を「構築」というより「行い」ということで良いのかなと。

会長： はい。「図書館サービスの充実には、東大和市をよく知り、広く深い視野で蔵書を行い」でよろしいですか。

委員： 何か他に適切な言葉があれば。

会長： はい。ではそこのところ、奥平委員は「構築」という文言がよく出てきているので他の文言に、とのご意見です。

委員： すぐその3行目にまた「構築」とありますね。「行く」ぐらいで良いのかな。

会長： それにふさわしいような文言に変えたらどうか、というご提案ですね。他の委員はいかがですか。

委員： 「収集」とか言うでしょ。蔵書の「収集」とか。

- 委員： 「収集」とか「整え」とか。
- 会長： 「収集」し。はい。今、「収集」し、というお言葉が出ていますが、良いですか。分かりやすいですし、「構築」というのは、あちらもこちらとも出ると気になりますものね。「収集」し、という形にしましょう。
- 委員： 4ページ目の上から6行目、「小規模自治体ながら豊富な図書館予算」をいただいて、作り上げてきたのです。豊富かどうかというのがちょっと根拠がね。前のページの蔵書冊数、市民1人当たり5.5とか、貸し出し数8.8とかこのあたりはきちんと根拠を示されているのだけれども、豊富さを括弧で書き加えたら良いかな。豊富かどうかは人によりけりだけれど、数字で示せば納得されるから、何をもって図書館予算と言うかは、ちょっとわかりませんがね。人件費を含んでしまうのか、蔵書とかそういう費用だけなのかちょっとわかりませんが、豊富さを数字で示せば非常に納得できるのではないですか。
- 会長： 他の図書館との比較があると分かりやすい、そういう意味で入れたらどうかというご提案ですね。このことはいかがですか。あつた方がわかりやすいでしょうか。ご異議がなければ、蔵書数をちゃんと拾って、入れてみます。そういう形でよろしいですか。他にはいかがですか。
- 委員： 文書の場所というか、見方ですけど、間違いとかそういうことではないのですが、2ページの公立図書館の(3)の一番最後、図書館は「知的財産の宝庫」ですという、これは委員が指摘されたことで、非常に素晴らしい文章で、重要な文章だなと思っているのですが、これが(3)の市民とともに歩む責務のところに入っているのですが、この文章は非常に何というか公立図書館の果たすべき役割全体に係るような文章だと思いますので、ここに置くなら(3)とちょっと離して独立させて置くか、もしくは、この「公立図書館の果たすべき役割」とはのすぐ下に持ってきて、その後で(1)図書館はと言われた方が、委員の文章が活きるのではないかなと思ったのです。これだと(3)のことになってしまうと思うので。
- 会長： 今、委員が(3)のところの終わりに付けるのではない形で、公立図書館の果たすべき役割とかの下に入れる。(3)の下に入れるにしてもちょっと間を空けてというご提案だったので、どちらがよろしいのですか。皆様どうですか。
- 委員： この「知的財産の宝庫」というのは素晴らしいと思いました。
- 委員： ここに(4)にするという方法も考えられますよね。
- 委員： もしそうするなら、すいません、今ご指摘のあつた3行を1ページ

の「公立図書館の果たすべき役割とは」のすぐ下に入れて、ここの観点から、(1)、(2)とすれば、一番傷が少なくなる。要するにワープロですからね。それが一番たぶん包括して仰っていると思うので、図書館というのは知的財産の宝庫だ、その観点から(1)、(2)、(3)の役割があるのだと、ちょっとパワーがあるかなと思います。

会 長： 今そのようなご意見がありました。いかがですか。よろしいでしょうか。他に違うご意見がなければ、今、委員がおっしゃってくださったように、この「図書館は知的財産の宝庫です」から、これを公立図書館の果たすべき役割の下に置いて、それから(1)、(2)、(3)と行く、こういう形でよろしいですか。ではこのように修正いたします。今後、また修正もあり得るのですが、できるだけ今日お出しただければ、進めていくのに助かりますので、お願いします。

委 員： 6ページ、7ページは一番答申の肝でございますけれども、諮問を出す以上は市役所の関係の方がそれを検討することになるわけですよ。その時に行政の場合は、非常に大事なことほど前に持って行かなければいけないということです。指定管理者制度に対しての要するに異議申し立てと、簡単に言えば、そういうことだと思うので、この(1)から(5)の順番で良いのかということを検討したいと思います。その一番問題になるのが、私たちもあまり勉強していないのがいけないのですけれども、国は指定管理者制度導入には否定的ですというのは、これ一番大きくて、(5)が国の動向と違うということが非常に大きいのです。それですから、もしこれがこういうことであるのであれば、すごく大きいことなので、もう少し上に行くの良いのかなと思います。ただしアンケートも取っていることですから、アンケート結果がまず1番は、これは良いと思うのですが、メリットが明らかではありませんというのは、もうちょっと下でも良いと私は思いました。私がそういうことを言っているだけではなかなか提案にならないので、私の順番の案ですけど、この(1)がそのまま良い、それから次が(4)ではないかと思うのです。2番目がそれで、その次が(3)、(5)、(2)という順番が良いのではないかと、私は思ったのですが、異議があったら言ってください。いずれにしても順番をきちんと考えた方が良いかなというのが一つ。それから文章化されていてすごくわかりやすいのですが、国が否定的だという根拠が、きちんと平成15年、平成20年、平成28年11月云々とあります。これは箇条書きで①、②、③、④というふうにした方が見やすいです。こういう動きがあったから、国はどちらかと言えば、にごしている部分があるというのが強調

されるかなと思いました。ではどうしたら良いのだというのを作っていないので申し訳ないのですけれど、性急な対応ではなく慎重な判断をしてくださいという答申なのではないかなと思います。以上です。

会 長： もう一度確認ですが、付帯意見の順序を括弧の順で並べますと、(1)、(4)、(3)、(5)、(2) この順に並べ変えたらどうでしょうかというご提案ですが。

委 員： 私的に、要はパンチのある順にした方が良いのではないかと、それだけです。

委 員： ①、②、③のようにする。

会 長： それはまたあとで確認しますが、並び方の順序について他の委員はどうですか、今申し上げた順序に変える。その方が、もっとアピールできるのではないかというご意見です。この順序を書く時に、柱立てをする時にちょっと遠慮しましたというか、控えめに出したことは、何となく記憶にあるのですが、そのまま肉をつけてありますので、もっとすっきりアピールしてというご提案はそのとおりに思います。皆様いかがですか。そういう並べ方をもうちょっと変えましょうという。

委 員： 早い話が、並列なのですよ。1から5まではね。どの順番でも言っていることは多分変わらないのですよ。並列の文章ですから、よく考えてそれがわかりやすければ良いのではないのですか。

会 長： 他の方でもっとこうが良いのではないかというご提案の順序、なければ今一つご提案いただいた形で、ご発言がないので異議なしと認め、順序を並び替えます。では(5)の国のいろいろな見解とか発表などを①、②というふうに整理した方がわかりやすいのではないかというご提案でしたが、その点はいかがですか。確かに書きながらもこれはわかりにくいなと思いつつ書いているところもありますので、今具体的にどうだとは申し上げにくいのですが、井上委員のご提案を活かしながら、整理して時間的に並べ替えた案をまた出来上がりましたら他のものと一緒に皆様にお届けする形でよろしいですか。そうさせていただきます。他には、なければまだまだ何度か修正しながら、その都度皆で確認していきたいと思えます。

引き続き資料のことでご相談をしたいと思えます。資料5のページをご覧ください。ここに拾ってありますのは、開館日、開館時間の移り変わり以外は図書館協議会の過去の答申とか、社会教育関係から出された答申書などを参考にして、こんなものが添えられていたという例を引いて拾ったものです。私たちの出すこの答申についても市民

の方が読んだ時にあちこち探さなくても一連で繋がって、良くわかるようなものを付けて行きたいなと思います。答申の内容に関わるもの、必要と思われるものなども拾ってこんな感じということで、ご提案させていただきます。先ほど申し上げた、開館日、開館時間の移り変わりのところなのですが、これは東大和の図書館の項目のところ添えるべきものなのですが、文言ではあまりにも長くなりますので、協議会の資料としても館長が編集してくださったものもありますけれども、一覧表で分かるように付けたいので、このようにさせていただきました。図書館が開館してから、少しずつこういった形で市民の方の要望に応えるように改善を進めてきているということも読み取れます。時代も変わってきているのですけれども、こういったことで、実現してきたということがよくわかります。では、ここの資料の上の方から申し上げます。これはいらないのではないかというような資料がありましたら、先に仰っていただいても結構なのですが、何かこれはなくても良いのではないかとか、これを入れたらどうかみたいなものは、ありましたでしょうか。なければ、こちらからご提案した資料についてご説明します。諮問が出されて私たちは答申をするわけですので、どんな諮問が出されたのかが分からなければ、答申の中身がなぜこれになったかわからないので、まず諮問書が必要だということで、挙げさせていただきます。そして審議データ、審議という言葉が適当なのか、協議という言葉かそこらあたりはちょっと厳密に考えないといけないのですけれども、過去にこの答申をするにあたって、どのぐらいの会議をしてまとめたのかということと、協議会委員の名簿、これは皆で話し合った結果をまとめていますので、真剣に取り組んで、考えた結果、責任をもって申し上げますということで、誰がということは書かなければいけないのかなと。過去の答申書もみんな、名簿を載せてありますので、それは必要なことかなと思いました。開館日、開館時間のところは基本的な資料として入れることと、審議の中で折々アンケートのことが取り上げられています。どんなアンケートがなされて、その結果がどうなのかということが私たちの協議会にも報告がありましたけれども、そういったものも、どの程度、載せるのかということは別として、それも付けた方が良いのではないかとということで、提案させていただきます。2番目の市町村別の図書館蔵書数一覧と開館状況の一覧というのも、会議の資料としてちょうど一年前の10月の時に館長の方からいただいている、こういったもの。近隣の市町村の様子が見えるものなのですから、こういったものも

どうかと。あとは図書館法、全文でなくて良いのですけれども、資料として出された抜粋のもの、また、そのどこまで載せるかは皆様に諮らないといけないと思いますが、図書館法。4番目の図書館の設置及び運営上の望ましい基準、これは、文科省から出ている抜粋ですけれど、これも公立図書館に関わるところのものの資料をいただいています。それも踏まえて、答申を書いているところがありますので、必要なところを入れてはどうかと。一応ここに添付したらどうかという資料について皆様にお諮りしたいのですが、ここにある提案した内容の他に何かございますか。それともこれはいらないのではないかといいはありますか。

委員： 今、出していただいたので大丈夫だと思います。自分がこれを読んだ時に、この資料からこう来たのだというのがこれだけ揃っていれば、分かりやすいと思います。それで結構だと思います。

会長： 委員いかがですか。

委員： これで大変結構だと思います。

会長： 他にご意見がなければ今の段階では、この資料でやってみて全体の流れを見てやっぱりここまではどうなのか、もうちょっとここまでというのが出るかもしれませんが、資料としては付ける範囲はこのぐらいが良いかなということで、皆様よろしいですか。では、今日の段階ではこの資料で用意してみましよう。ではそういう形でさせていただきます。先ほどの指定管理者制度で付帯意見の中で注1、注2として7ページの下の方にありますけれども、トップランナー方式と公共施設等運営権制度のことについて説明を加えたい。なかなか皆様からも分かりにくいからどこかで説明をとというのがあったと思いますので、そのことは本文の中では書き切れませんので、解説を巻末に付ける。どういうものを付けるかというのはこれからですけれども、注1、注2という形で参照という形で入れてありますので、ここも出典を明らかにしながら付けるようにしたいと思って提案させていただいているのですが、この点についても良いでしょうか。勝手に注1、注2というふうに入れたようにも受け止められるかもしれませんが、文の中では説明しきれないので、ちゃんと説明したいと思い、入れさせていただいています。

委員： 1点だけ細かいことを言うのですが、先ほどの図書館は知的財産の宝庫ですという文章のあとの、「その無償の活用によって」という、無償というのは必要かどうか。確かに無償なのですけれども、前後の関係でいうと、無償がなくても良いのかなという気はするのですが、

何か突然無償というのが出て来るので、「その活用によって」で良いのかなど。無償であることは分かっている。

会 長： もしかしたら、何かこういうようにというご提案はありますか。取ってしまう。もう既に述べられているから。

委 員： その「存分の活用」とか、無償というのはちょっと前後の流れで必ずしも必要かなという気がしているのですが、いかがですか。

会 長： 分かりました。そここのところの表現をもう少し検討した方が良いということですね。

委 員： 取ってしまうか、「その存分の活用」とか、何かにした方が良さそうな気がするのです。

会 長： はい、分かりました。では、「その存分の活用」とします。先ほどの注の解釈のところ、注1、注2を用意して、その内容の確認もしていただくという形で、よろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

では、ここままで、何か全体的に疑問みたいなものがありましたら、お出してください。

委 員： 今の委員の指摘。「その無償の」という、無償は上にも無料の原則と定めているので、取ったらどうですかということですよ。いらないですよ。「その活用によって」とつなげれば良い。

委 員： 存分の活用とか。

会 長： 「存分の」と入れるということに直します。では、ここままで、他にご意見やご質問がなければ、議題（2）の「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」は、ここまでとさせていただきます。まだ議題がございますので、進めたいと思います。

#### 4. その他

##### ア 第二次東大和市子ども読書活動推進計画素案のパブリックコメントの実施について

会 長： 議題「(3) その他」について事務局からお願いします。

事務局： それでは、議題の「その他」ということで、説明させていただきます。まず、アですが、「第二次東大和市子ども読書活動推進計画素案のパブリックコメントの実施について」ということで、本日、お手元に資料6ということで、配付させていただいております。こちらにつきましては、前回の協議会の中でも、概要についてはご説明しておりますので、細かい内容につきましては、今の段階では、あまり変わる部分もありませんので、説明は割愛させていただきます。では、資料をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、パブリックコ



メントをするにあたりまして、市民の方に、なぜパブリックコメントをするのかということの概要などをお示しするような案内の文章になっております。読み上げますと、「東大和市では、平成25（2013）年から平成29（2017）年度までの5年間を計画期間として東大和市子ども読書活動推進計画を策定しました。その計画期間が平成29年度末で終了することから、平成30（2018）年度からの第二次東大和市子ども読書活動推進計画（以下「本計画」と言います。）を策定することとします。このたび、本計画の素案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します」という内容になります。

1番は、策定の目的ということと、2番の内容につきましては、前回もご案内したとおりです。3番が素案の概要ということで、こちらは項目だけお知らせしておりますけれども、こちらにつきましては、後日、完全な形での素案が整いました段階で、皆様にお送りしたいと思っておりますが、お送りできるのが11月10日以降を予定しております。第2章、3章ということで、内容の説明が続きまして、第4章ということで、各取組み項目を、30年度から34年度までの年度で区切りまして、どの段階までに検討して実施するといった内容を記載したのも、素案の中では入れておりますので、そちらの方も11月10日以降、お配りしますのでご覧いただきたいと思っております。4番の意見を提出できる方、ここからがパブリックコメントの内容になってきます。（1）から（7）までございますが、ここに掲げられていますような条件の個人、あるいは法人等の方、こちらの方が対象となるということで、図書館に關係する方は、ほぼ網羅した形で掲げさせていただきます。それから5番目、意見の提出期間。こちらにつきましては、平成29年11月15日水曜日、この日から平成29年12月14日木曜日まで、約1か月間ですけれども、こちらにつきましてはパブリックコメントを実施いたします。6番になります。資料の閲覧方法ですが、こちらは2つの方法がありまして、一つは、図書館のホームページで閲覧いただくことができます。それから2番目といたしまして、文書の閲覧ということで、中央図書館と桜が丘図書館、清原図書館、市内3館の窓口で閲覧いただくことができます。それから7番になります。意見の提出先、方法及び提出様式ということでございますが、1番の提出先につきましては、中央図書館になります。それから2番目の提出方法ですが、次のいずれかということで、一つは書面の持参、または郵送、あるいはFAX、あるいは電子メー

ル、こういった4つの方法での提出が可能となります。3番の提出の様式ですが、こちらの様式は、特に決めておりませんので、自由という形になりますが、一応、参考ということで、1番最後のページになりますが、パブリックコメントの意見書ということで、様式を作らせていただいております。それで、この意見書を提出するにあたりましては、提出される方のお名前ですとか、ご住所、こういったものは記載していただくようになります。こちらも、その対象となる方別に、個人の方の場合は、ご住所と氏名という形、法人等の場合には、事業所の名称ですとか、所在地、団体名及び代表者の氏名、こういったものをご記入いただくというような内容になります。それから、8番になりますが、提出された意見等の公表の時期ですが、こちらにつきましては、平成30年の2月末までには、図書館のホームページ等で公表する予定ですが、できるだけ意見書等の対応が調い次第、公表はしていきたいと考えております。その際には、意見を出された方の住所ですとか、氏名といったような個人情報については省略して、公表してまいります。それから、9番になります。注意事項ということで、意見については電話ですとか、窓口での口頭によるものにつきましてはお受けできませんので、それにつきましては、あらかじめ周知して行きたいと考えております。パブリックコメントの前には、先ほどの素案と共に皆様にお送りしますので、この15日から市報でご案内いたしますが、その前に委員の方にはお届けするようにいたします。ご確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。この件で、何かご質問等がありますでしょうか。

会 長： ご質問よろしいですか。

#### **4. その他**

##### **イ その他**

事務局： ありがとうございます。それでは、その他のところで、もう一点、中央図書館のエレベーターの工事が9月の補正予算で認められ、実施することになっております。平成30年の9月でエレベーターの部品供給がなくなり、故障した場合には使用不能になってしまうため、それ以前にエレベーターをリニューアル工事し、合わせて耐震性能といったものも含めて工事を行います。既に、本庁ですとか、中央公民館などで実施しているのと同様の工事になります。その工事は、設計期間が3か月位掛かるということで、実際にエレベーターを止めて工事をするのは、2月5日以降ということまでは確定しています。概ね2月一杯で、工事は終わる予定ですが、その間、エレベーターが

2週間程度使用できない状況になりますので、その件につきましては、市民の方にも、あらかじめ周知をしまして、ご協力をいただきたいと考えております。工事につきましては、音がかなりすると聞いており、塗装もやり直したりしますので、匂いも出るそうですが、その間は利用者の方には申し訳ないですが、ご不便をおかけしますということで、ご理解いただきながら進めてまいりたいと考えております。エレベーターにつきましては、以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局： では、最後になりますけれども、次回開催の予定ということで、会長からお願いします。

会 長： では、次回開催予定日ですけれども、例年、予算概要の説明も兼ねて、2月半ばに、これまでは開催をしていますので、具体的には、平成30年2月13日から16日までの間で、ご都合を伺いたいと思います。

ご都合が悪い方は1人ということなので、2月15日午後3時から5時ということで、予定をさせていただきますので、よろしく願います。

## 5. 閉会

会 長： では、この2月は、私たちの任期として、正式な会議が最後になりますので、それまでには答申をお出しできるように、これからも皆様とご一緒に、もうひと踏ん張りして行きたいと思います。ご協力の程よろしく願います。

本日、予定しておりました議題が、全て終了いたしました。これを持ちまして、「平成29年度第4回東大和市立図書館協議会」を閉会いたします。ありがとうございます。